

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

条 例

- 条例第21号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第22号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第23号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2

告 示

- 告示第121号 宇治都市計画地区計画の決定
……………（都市計画課）…2
- 告示第122号 宇治都市計画生産緑地地区の変更
……………（公園緑地課）…2

公 告

- 公告第59号 うじ安心館空調機器改修工事（その2）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…2
- 公告第60号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…5

教 育 委 員 会

- 告示第15号 教育委員会の招集……………5

農 業 委 員 会

- 公告第11号 農業委員会定例総会の招集……………5

条 例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年11月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第21号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年11月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第22号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年11月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第23号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第121号

宇治都市計画地区計画の決定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月10日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

宇治都市計画地区計画（東牟上り地区）

2 都市計画を定める土地の区域

宇治市菟道東牟上りの一部及び羽戸山一丁目の一部

3 縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課

宇治市告示第122号

宇治都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年12月10日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 菟道只川及び小倉町寺内

変更する部分 木幡赤塚及び小倉町久保

削除する部分 五ヶ庄北ノ庄、宇治池森、安田町大納言及び小倉町西山

3 縦覧場所

宇治市都市整備部公園緑地課

公 告

宇治市公告第59号

うじ安心館空調機器改修工事（その2）に係る条件付一般競争入札について

うじ安心館空調機器改修工事（その2）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年11月26日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 うじ安心館空調機器改修工事（その2）
 (2) 工事場所 宇治市宇治下居13番地の2
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造5階建て
 ・建築面積 1,691.03㎡
 ・延床面積 6,659.00㎡

○工事概要

- ・空調機器改修工事 一式
 GHP室外機7台及び室内機76台
 EHP室外機3台及び室内機6台
 ・上記に伴う建築工事 一式
 ・上記に伴う電気設備工事 一式
 ・上記に伴う撤去及び処分 一式

- (4) 工 種 管工事
 (5) 工事期間 契約日から令和4年7月22日まで 197日間
 (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
 (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における管の総合評価値（P）が700点以上であること。
 なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
 (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
 ② 配置予定現場代理人調書
 （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
 (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年11月26日 午前9時から
 令和3年12月2日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
 ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年11月26日 午前9時から
 令和3年12月2日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果

を通知する。

- ① 審査結果は、令和3年12月7日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年11月26日 午前9時から

令和3年12月22日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年11月26日 午前9時から

令和3年12月8日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年12月14日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年12月21日 午前9時から午後6時まで

令和3年12月22日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年12月23日 午前9時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、81,015,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格は、66,831,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

ついて

5 専決事項の報告

6 その他

(揭示済)

宇治市公告第60号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年11月26日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和3年度第6-1号

令和3年度第6-2号

2 縦覧期間

令和3年11月26日以後常時

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和3年11月26日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和3年11月29日 午前9時00分

開会場所 宇治市役所601会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 令和3年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第18回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和3年11月25日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和3年12月6日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認に

